

エコアクション21ガイドライン検討委員会（第1回）

議事要旨

1. 開催日時 平成23年4月15日（金）10:00～12:00

2. 開催場所 合同中央庁舎5号館 25階 環境省第8会議室

3. 出席者

（委員）

竹本 和彦 委員長、青山 直樹 委員（代理 木村 好子 委員）

佐藤 泉 委員、竹ヶ原 啓介 委員、古田 清人 委員

（オブザーバー）

財団法人 地球環境戦略研究機関 牧谷 邦昭氏

（環境省）

総合環境政策局 環境経済課 正田課長、東條課長補佐、猿田課長補佐

4. 議事

（1）開会

（2）議題1 エコアクション21ガイドライン改訂について

議題2 その他

（3）閉会

5. 配付資料

資料1 エコアクション21ガイドライン検討委員会 設置要綱

資料2 エコアクション21ガイドライン検討委員会 委員名簿

資料3 エコアクション21ガイドライン（2009年版）「第2章」改訂案

資料4 エコアクション21ガイドライン（2009年版）「第2章」（新旧対比）

6. 議事要旨

○会議は非公開で行われた。

○環境省より本検討委員会の目的、資料1に基づき設置要領について説明。

○オブザーバー参加の財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の牧谷事務局長より「エコアクション21の認証・登録制度」におけるこれまでの実施状況について報告。

○議題1について、冒頭、環境省より「資料3 エコアクション21ガイドライン（2009年版）「第2章」改訂案」に基づき改訂内容について説明。

【説明を受けての委員からの主な意見】

・改訂案第1節において、この実施主体をどう選ぶかが肝であるとする。今回の改訂で、

中央事務局を運営していたIGESが離れ、今後実施主体は立候補の上、ある要件を満たせば認められるとなれば、制度全体の水準の保証が成り立つのか疑問が残る。（古田委員）
→今回の改訂案は、少なくとも実施主体として必要なものを盛り込み、基本的には認証・登録事業の継承団体に現在進めている事業をそのまま引き継いでもらうことを前提としている。（正田課長）

・改訂案第2節（2）において、本制度の実施主体については、あくまでも立候補で、要件を満たし申込み可能となれば、環境省へ誓約書を出せばそれで認められるということか。審査規定というのではないのか、実施主体を選ぶ審査は行わないのか。（古田委員）
→現状として、まずIGESで選定委員会を設けて、承継団体への必要な審査等が行われる見込みである。その後の対応については、場合によって有識者の方々に入っていただく場面を作る必要もあると思う。環境省としての指導の条項もあり、実施状況については定期的に報告を受け、制度の信頼性は担保していきたい。（正田課長）

・IGESの後継機関は1機関だけになるわけではなくて、複数存立し得るのか。（竹ヶ原委員）
→IGESから引き継ぎは、一つの団体を想定している。他方で、ある団体が手を挙げ要件に合致し、かつガイドラインを遵守するというのであれば、排除するものではないと考えている。（正田課長）

・改訂案では、実施主体の要件は細かく規定されているが、地域事務局については、特に細かい選定基準がない。また、改訂案3節の（参考）では「地域事務局への指導・監督・研修」と書いてあるが、監督権限として何ができるのか記載がない。地域事務局についても環境省が一元的にコントロールするものと思っていたが、実施主体が複数並存した場合、細かい規程がないまま地域事務局を認定して運用し始めると、かなり質のコントロールが難しくなるような印象もある。（竹ヶ原委員）
→現在、地域事務局は47あり、IGESからの継承団体は、地域事務局との契約をこのまま、移行することが必要な要件になっている。そういう意味で、現状の認定する際の考え方に沿ったものである。（正田課長）

・改訂案の2節（1）に「指導及び監督」という表現が出てくるが、監督の意味するところがちょっと判然としない、権限がないというか、何を以て監督するのか分かりにくい。例えば、改訂案の3節（参考）について事業者の認証・登録の可否の判定というのは、地域事務局が主として担う業務となっているが、それが今度は実施主体の判定会議にかかって、地域事務局と実施主体とで認証・登録の可否で意見が分かれた場合どうなるのか。（竹ヶ原委員）
→最終的には、実施主体で認定するという形になっており、ほとんどは地方事務局で適格だと判断されれば認定はされるが、実施主体があくまでもガイドラインに沿って責任を負

うわけで、最終的な判断権限というのは、実施主体の領域という考え方でよろしいかと思う。（正田課長）

・一番大事なのは、この6,000の認証を受けている方々に安心して継続してもらうということであると思う。それにプラスして、実施主体はさらに拡大をしていくという今後の課題をどういうふうに解決していくかということが、求められていると思う。（佐藤委員）

・法的には、不透明な部分もあるが、このガイドラインでは相当程度、環境省の役割と、それから地方事務局と中央の関係も以前のガイドラインに比べると明確になっていると思う。（佐藤委員）

・皆さんのご意見をいただき、議論していただいたところで、事務局からの説明ややりとりについて、議事に残していただき、概ね改訂案については委員会として了解することとします。（竹本委員長）

○各委員からの意見を踏まえつつ、改訂案については概ね原案通りと委員会の了解を得る。

○今回のガイドラインの名称については「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）」とする旨承認。

○今回の原案について、パブリックコメントにかけ、寄せられた意見を踏まえて次回の検討委員会にて議論する旨承認。

以上